

障がい福祉瓦版

障がい福祉サービスについて

■問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

障がいを有する方は、日常生活や社会生活を送るうえで様々な困難に直面することがあります。その生活を支える方法の1つとして、障害者総合支援法で定められた「障がい福祉サービス」があります。

どのような種類があるの？

障がい福祉サービスの種類と概要は次のとおりです。これらは主に障がい者（18歳以上）を対象としたサービスです。障がい児（18歳未満）を対象としたサービスは別途、児童福祉法に定められています。

訪問系サービス

自宅での暮らしを支援

居宅介護 (ホームヘルプ)	家事（掃除・洗濯）や介護（入浴・排せつ・食事）、通院のつきそい
重度訪問介護	重度障がい者の介護、外出支援
重度障がい者 等包括支援	居宅介護など、複数のサービスを 組み合わせて支援

外出を支援

同行援護	視覚障がい者の外出に同行
行動援護	知的・精神障がい者が安全に行動 できるよう支援

介護する家族などを支援

短期入所 (ショートステイ)	一時的に施設へ入所
-------------------	-----------

日中活動系サービス

昼間の活動を支援

生活介護	施設で介護や生産活動を行う
療養介護	病院等で医療的ケア、介護、 リハビリを行う

自立や就労を支援

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	身体機能や生活能力の向上
就労移行支援	就労に向けた訓練
就労継続支援 (A型/B型)	働く場所の提供 (A型=雇用型/B型=非雇用型)
就労定着支援	就労後のサポート

居住系サービス

住まいの場で生活を支援

施設入所支援	居住の場を提供、入浴・排せつ・食事などの支援
共同生活援助（グループホーム）	共同生活の場を提供、相談や日常生活上の援助、必要に応じ介護
自立生活援助	地域での生活について必要な助言等を行う

上記のほか、車椅子などの補装具を購入・修理する際の助成、医療費の助成、市独自のサービスなどがあります。詳しくはお問い合わせください。

利用までのながれ

社会福祉課に申請後、障がい及び生活状況の調査や、サービス等利用計画案の作成依頼など、いくつかの手順が必要です。

サービスの利用が認められると、市から受給者証が発行されます。

申請から利用開始まで時間がかかる場合があります。時間に余裕をもってご相談ください。



たくさん種類があるけれど……

聞きなれない名前のサービスが並び、それぞれ内容や利用条件が異なるため、何を選んだらよいのか分からない——という方でも問題ありません。まずは、どのようなことで困っているか、これから生活をどうしたいかなど、今のお気持ちや考えをお聞かせください。

市障がい児者相談支援センターでは、ご本人やご家族からお話をうかがい、ご希望を叶えるにはどのようなサービスを活用すればよいか、一緒に考えさせていただきます。

